平成２３年（フ）第６１号
茨城県日立市大みか町４丁目25番４号
債務者　田所　夏枝
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３６５号
金沢市二日市町チ95番甲地
債務者　喜多美知子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１０２号
京都府八幡市男山八望１番地―Ｃ１―102
債務者　鳥山　祥三
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５４号
京都市山科区西野離宮町36番地４　洛東タクシー株式会社社宅４―３
債務者　鈴木　真照
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７２号
京都市左京区八瀬野瀬町53番地１　グローバル八瀬Ⅰ304号
債務者　外田　照和
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８８号
京都市山科区西野様子見町１番地２　京都市営住宅山科団地３棟758号
債務者　織井貴美子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１２号
京都市東山区泉涌寺門前町34番地
債務者　中西眞里子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２２号
京都府向日市鶏冠井町東井戸24番地の６　中澤方
債務者　小川　京子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４３号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町41番地８　アルベールビル103
債務者　西村　敏夫
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
兵庫県姫路市林田町上伊勢303番地８
債務者　居垣　道成
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８４０号
広島市中区千田町１丁目２番９―401号
債務者　Ｓａｎｔｅ　ＦａＭｉｌｌｅ　さんて　ふぁみーゆこと　高木　由佳（旧姓大崎）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９０８号
広島県安芸郡海田町大正町８番24号
債務者　横山　　泰
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４６号
広島市安佐北区落合１丁目７番10号
債務者　早川　政士
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５１号
広島県廿日市市住吉２丁目４番17―108号
債務者　濱戸　操臣
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８１号
広島市西区天満町６番８―712号
債務者　植田　昭三
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４０号
広島市西区小河内町２丁目３番７―301号
債務者　松原　信恵
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５６号
広島市東区中山北町１番27―301号
債務者　木口　多惠
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３７号
愛媛県松山市古川北４丁目14番28号
債務者　井ノ口平和
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
松山地方裁判所